

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 大重公



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4SNE1SQ60130		4SPA1A10039 0001						
品名 または 件名								
目達原特借宿舍高置水槽揚水管補修								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
九州補給処								
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
目達原特借宿舍				令和6年8月30日 (金)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級がA、B、C、D等級であること

防衛省競争参加資格の「管工事」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和6年6月18日 (火) 10時00分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 防衛省における令和5・6年度「資格審査結果通知書」を保有するものであること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和6年6月25日 (火) 10時00分に再度入札を実施する。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 前金払

実施しない。

(6) 契約書の作成の要否

- ア 契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「工事請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(7) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和6年6月17日(月)12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(8) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米の各商工会議所
- イ 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(9) 問い合わせ先

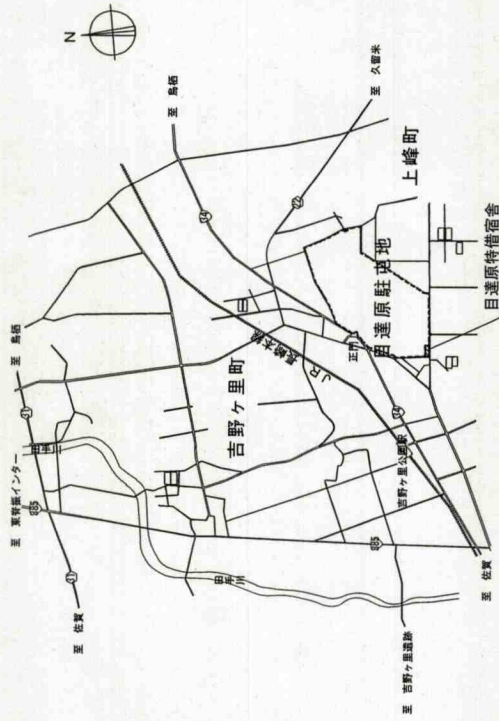
- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
調達会計部契約課第2契約班 担当 御手洗(みたらい) (内線2319)

目達原特借宿舍高置水槽揚水管補修

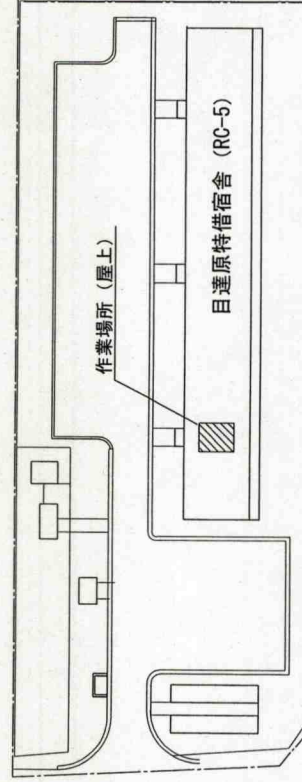
件名	目達原特借宿舍高置水槽揚水管補修				図面番号	1/3
図名	表紙				縮尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長	給排水係長	工事企画		担当
						
陸上自衛隊目達原駐屯地					作成	6.5.30

書
樣
仕

- 1 件 名：目達原特措借宿舍高置水槽揚水管補修
 - 2 場 所：佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1 目達原特措借宿舍
 - 3 概 要：高置水槽用揚水管の取替及び保温工事
 - 4 一般事項
 - (1) 本作業において図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(機械設備工事編)、「公共建築改修工事標準仕様書」(機械設備工事編)による。
 - (2) 本作業に使用する材料は、全て監督官の検査を受けた合格品のみ使用する。
 - (3) 請負者は仕様書及び現地において、相違・疑義がある場合は、監督官と協議しその指示に従う。
 - (4) 施工上疑義のある場合又は本仕様書に明記なき事項でも施工上当然すべき事項については、請負業者の負担で実施するものとする。
 - (5) 本作業実施の際は、十分な安全対策を講じ、常に注意を怠らないようにし、突然事故が生じた場合は速やかに監督官に報告及び対処すること。また、災害事故・破損発生等については全て請負業者の責任とし、速やかに原形に復元する。尚、その際部隊としての補償は一切行わない。
 - (6) 本作業実施にあたり、安全管理に留意すると共に、作業終了後は現場の整理整頓、清掃をする。
 - (7) 工程及び搬入器材等の写真は、作業前、使用材料(規格・数量)、各工程、完成及び監督官の指示するところを撮影し1部提出する。
 - (8) 本作業に使用する電気、水の使用は請負業者が準備する。
 - (9) 発生材については請負者処分とし、マニフェスト(写し)を提出する。但し、金属屑については監督官の指示するところに集積する。
 - (10) 請負者は下請業者と工事下請け負契約を締結、工事を施工して完成させる場合は、着工前に公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律に基づき施工体制台帳等を作成、提出し監督官の点検を受けるものとする。
 - 5 特記事項
 - (1) 本仕様書及び図面記載寸法は標準寸法につき、施工に際して細部を原寸確認し作業を実施すること。
 - (2) 仮設足場は枠組足場900枠とし、高所での作業は落下物等に十分注意すること。
 - (3) 本作業で使用する揚水管は、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(SSP-VB)と同等品以上とする。本作業で使用する揚水管の継手は、水道用ライニング鋼管用管端防食形継手及び、水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジと同等品以上とする。本作業で使用するフレキシブルジョイントは、鋼製フランジ付きでベローズ形とし、SUS304と同等品以上とする。
 - (4) 本作業における保温工事は、揚水管補修後に養生期間を設けて補修箇所より漏水が無いことを確認した後に実施すること。更に支持金物取付部においては、外部から雨水等の浸入する事のないように施工すること。本作業で使用する保温材料は、ポリスチレンフォーム保温材(厚さ20mm)、ポリエチレンフィルム(厚さ0.05mm)、ステンレス鋼板(板厚0.2mm以上)と同等品以上とする。
 - (5) 本作業の実施日については、0900~1600の間断水を行う為、事前に監督官と協議し日程を確定させてから実施するものとする。尚、請負者は施工に際し、入居者に周知させるものとする。
 - (6) 本作業での提出書類は、監督官の指示による。

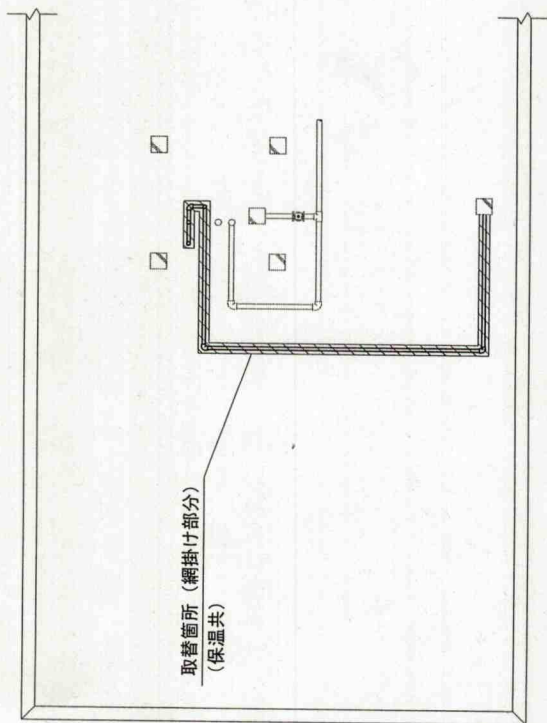


駐屯地周辺案内図 S=1/X

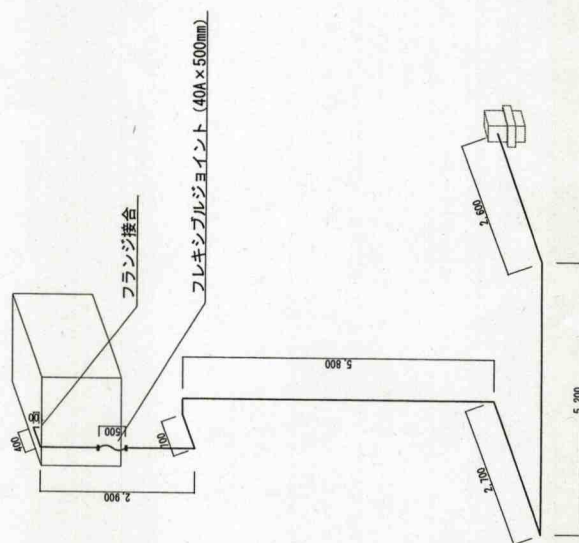


目達原特借宿舎配置図 $S=1/X$

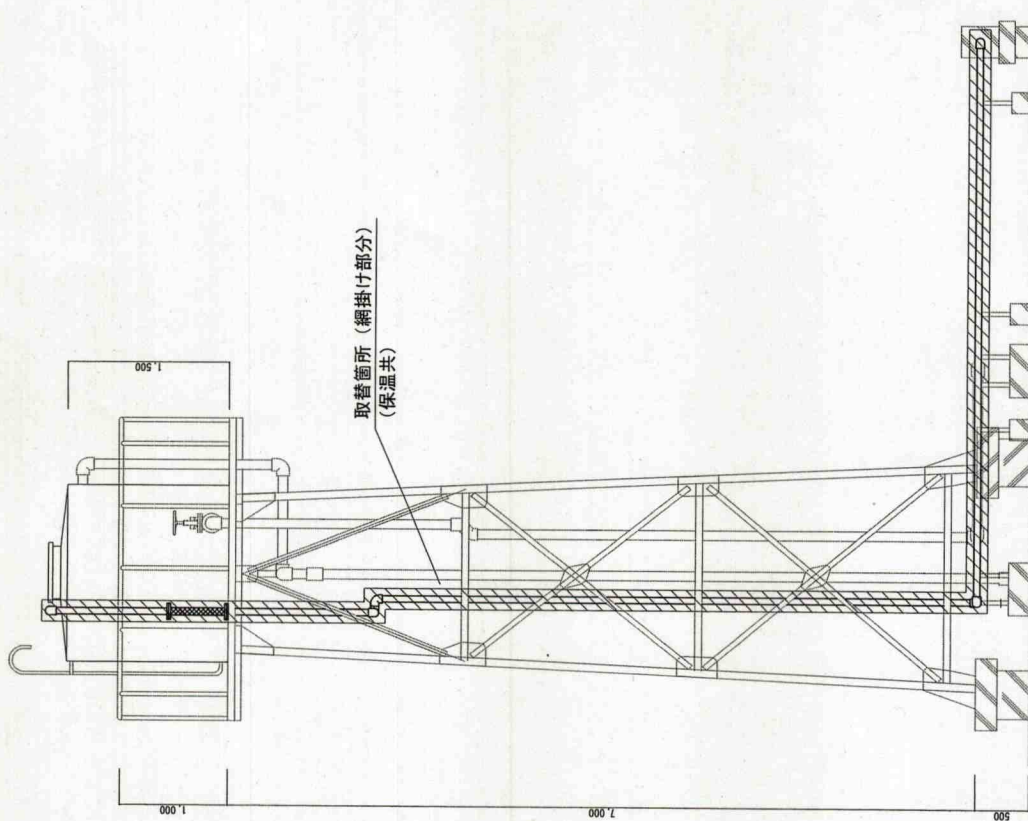
件名	目達原特借宿舍高置水槽揚水管補修	図面番号	2/3
図名	特記仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊目達原駐屯地		作成年月日	6.5.30



屋上 平面図 S=1/100



配管系統図 S=1/100



屋上 立面図 S=1/50

件名	目達原特借宿舎高置水槽揚水管補修	図面番号	3/3
図名	平面図・配管系統図・立面図	縮尺	図示
	陸上自衛隊目達原駐屯地	作成年月日	6.5.30